

《内閣府 男女共同参画局から》

- 「女子差別撤廃委員会委員・シュルツ氏に聞く会を開催します（10月3日）」

《お知らせ》

- 「困ったら一人で悩まず行政相談」－10月15日～21日は行政相談週間です－【総務省】
 - 平成30年度「N W E C グローバルセミナー」開催【文部科学省】
 - 平成30年度「男女共同参画推進フォーラム」実施報告【文部科学省】
 - 「多様で安心できる働き方シンポジウム」の参加者募集中【厚生労働省】
 - 「企業におけるイクメン・イクボス養成セミナー」の参加者募集中！【厚生労働省】
 - 従業員の育児休業取得・介護離職でお困りの事業主・人事労務担当者の方へ。育児プランナー・介護プランナーがお手伝いします！【厚生労働省】
 - 居所にお住まいのDV被害者等で、「マイナンバー」を受け取っていない方は、住民票のある市区町村にお問合せください【総務省】
-

《内閣府 男女共同参画局から》

●「女子差別撤廃委員会委員・シュルツ氏に聞く会を開催します（10月3日）」

女子差別撤廃委員会委員・シュルツ氏による講演等を行います。ぜひご参加ください。

日時: 平成30年10月3日（水）10:30～11:30（10:00開場）

場所: 女性就業支援センターホール（東京都港区芝5-35-3）

テーマ（予定）：

（１）女子差別撤廃委員会委員・シュルツ氏 講演

（２）APEC女性と経済フォーラム2018について

主催: 男女共同参画推進連携会議企画委員会

入場無料、事前申込制（申込は9月25日（月）まで）

※詳細は以下をご覧ください。

<http://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/ikenkoukan/75/index.html>

《お知らせ》

●「困ったら一人で悩まず行政相談」－10月15日～21日は行政相談週間です－【総務省】

総務省は、平成30年10月15日(月)から21日(日)までを「行政相談週間」とし、この期間を中心に一日合同行政相談所を全国で開設します。

一日合同行政相談所では、国の行政機関、地方公共団体のほか、弁護士、税理士等が一堂に会し、ご相談をワンストップで受け付けます。

また、総務大臣が委嘱した行政相談委員（全国に約5,000人（各市区町村に1人以上）を配置。）が、市区町村役場等で定期的に開設している行政相談所のほか、地域のイベント会場等で行政相談所を開設します。

なお、行政相談委員のうち約200人は、男女共同参画担当委員にも指名され、男女共同参画に係る施策についてのご相談もお聞きます。

ご相談は無料で、秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

※一日合同行政相談所の開設場所など、詳細は以下をご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/shukan.html

●平成30年度「N W E C グローバルセミナー」開催【文部科学省】

「女性の活躍促進に向けた取組み アイスランドの経験から学ぶ」をテーマとして開催します。アイスランド女性権利協会事務局長のブリュンヒルデ・ヘイア・オグ・オマースドッティル氏がアイスランドにおけるジェンダー平等推進に関する基調講演を行うほか、有識者によるパネルディスカッション「アイスランド専門家との対話ージェンダー先進国を目指して」を通じて女性の社会参画をめぐる日本の課題を議論します。

- ・開催日 平成30年12月7日(金)13:00～16:30
- ・対象 テーマに関心のある者 80名
- ・参加費 無料 ※日英同時通訳付き
- ・会場 主婦会館プラザエフ(東京都千代田区)
JR東京メトロ丸の内線・南北線「四ツ谷」駅徒歩1分
- ・締切 平成30年12月3日(月)

詳細・お申込みはこちらを御覧ください。

→<https://www.nwec.jp/global/seminar/ecdat60000000qvg.html>

☐お問合せ先

国立女性教育会館研究国際室

TEL：0493-62-6479

●平成30年度「男女共同参画推進フォーラム」実施報告【文部科学省】

国立女性教育会館(NWEC)では、8月30日（木）?9月1日（土）に平成30年度「男女共同参画推進フォーラム」を開催しました。

行政、女性団体、NPO、大学、企業などにおいて組織内のダイバーシティや女性の活躍を推進する担当者約1,400名が全国各地から参加。課題の共有と課題解決のための方策を探る研修を実施するとともに、組織分野を越え、連携・協働して男女共同参画を推進するためのネットワーク形成を図りました。特別講演では、国谷裕子氏が「すべての男女が活躍でき、働きやすく暮らしやすい社会を創る」をテーマに、男女や世代間の意識改革の必要性や今後私たち全員が取り組んでいく課題について講演。このほか、民間団体、大学などを中心に男女共同参画、女性リーダー育成、DV被害者支援、若者の社会的課題等71件のワークショップやパネル展示など、多彩なプログラムを実施し、実践につながる情報収集とネットワーク形成が行われ、熱気あふれる3日間となりました。

残暑厳しい中での開催でしたが、参加者は「毎年参加したいと思う内容がたくさんあり、全国の方と交流できた」「男性として男女共同参画の意識を上げなければならないと痛感した」等の感想が寄せられました。

※詳細はこちらを御覧ください。

https://www.nwec.jp/event/training/g_forum2018.html

●「多様で安心できる働き方シンポジウム」の参加者募集中【厚生労働省】

～人材確保に効く非正規雇用のキャリアアップ 働き方改革時代の複線型雇用管理に取り組んでみませんか?～

職務・勤務地・勤務時間等を限定した「多様な正社員」制度の導入は、ワーク・ライフ・バランスの推進と優秀な人材の確保・育成や定着に役立つものであり、パートタイム労働者や有期雇用労働者など非正規雇用労働者を正社員に転換し、活躍の場を広げる上でも有効な対策の一つです。

本シンポジウムは、今年10月から来年2月にかけて全国10か所（札幌・仙台・さいたま・東京・横浜・新潟・愛知・大阪・広島・福岡）で開催します。基調講演、「多様な正社員」制度の導入企業による取組事例の発表やパネルディスカッションを通じて、具体的な制度の導入や運用のヒントをご紹介します。併せて、厚生労働省よりパートタイム・有期雇用労働法について簡単な説明を行います。「多様な働き方」にご興味をお持ちの経営者、人事労務担当者等の皆様はぜひご参加ください。（事前申込制・参加無料）

【シンポジウムの詳細・お申込みはこちら】

多様な人材活用で輝く企業応援サイト

<https://tayou-jinkatsu.mhlw.go.jp/sympo2018/>

●「企業におけるイクメン・イクボス養成セミナー」の参加者募集中！【厚生労働省】

（参加無料）～10月は盛岡と札幌で開催～

厚生労働省では、男性の育児休業や育児目的休暇の取得促進のため、育休取得のメリットや企業の取組事例などを紹介するセミナーの参加者を募集しています【事前申込制・参加無料】。

このセミナーでは、企業の人事労務担当者が社内研修に使用できる資料を使い、育休取得のポイントを分かりやすく解説します。後半のグループワークの時間では、他社の実態や実例を聞くことで、自社の取組のヒントを得ることができます。

10月は、盛岡と札幌で開催します。11月以降も全国各地で開催しますので、皆さまのご参加をお待ちしています。

【開催日程】

☐ 盛岡会場（定員 100人程度）

日時 2018年10月25日（木） 13：30～16:45

会場 エスポワールいわて 2階 大中ホール

※岩手県と共催

「いわて企業の魅力アップ支援セミナー」の冒頭に実施します。

その後、地域の企業による事例発表があります。

□札幌会場（定員 100人程度）

日時 2018年10月30日（火） 14:00～16:00

会場 札幌駅前ビジネススペース カンファレンスルーム2H

※札幌市と共催

【申込方法などの詳細はこちら】

イクメンプロジェクト

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/#seminar>

●従業員の育児休業取得・介護離職でお困りの事業主・人事労務担当者の方へ。育児プランナー・介護プランナーがお手伝いします！【厚生労働省】

育児休業を取得予定の従業員がいる、従業員の介護離職を防ぎたいと考えていらっしゃる事業主・人事労務担当者の方を対象に、社会保険労務士等の資格を有する育児プランナー・介護プランナーが訪問し、円滑な育児休業・介護休業等の取得から職場復帰、職場復帰後の働き方の支援方法や休業中の職場環境の整備方法について無料でアドバイスいたします。

また、「中小企業のための育休復帰支援セミナー」と「仕事と介護の両立支援セミナー」を10月17日、18日に広島（TKPガーデンシティPREMIUM広島駅前）で開催し、プランナー支援を経験した事業主の声とともに仕事と育児、仕事と介護の両立に向けた取組方法について紹介します。セミナー後には希望者を対象に個別相談会も開催しますのでぜひご活用ください！（事前申込制・参加無料）

プランナー支援及びセミナーの詳細・お申し込みについてはこちら

⇒ <http://ikuji-kaigo.com/>

□支援の流れを動画でご覧になれます。

育児プランナーによる支援はこちら ⇒ <http://ikuji-kaigo.com/lp/ikuji>

介護プランナーによる支援はこちら ⇒ <http://ikuji-kaigo.com/lp/kaigo>

●居所にお住まいのDV被害者等で、「マイナンバー」を受け取っていない方は、住民票のある市区町村にお問合せください【総務省】

平成27年10月5日以降「マイナンバー」を記載した「通知カード」を住民票の住所地に簡易書留で送付することとなっているため、DV等被害者、東日本大震災の被災者、長期入院・入所者で、やむを得ない理由により住所地で通知カードを受け取れない方は、事前に居所を登録する手続きを行っていただくことで、居所に「通知カード」を送付することができるようにしてまいりました。

しかしながら、この居所登録手続きを行っていない場合や、登録後に居所が変更となった場合などにより、通知カードを受け取っていない方は、住民票のある市区町村にお問合せください。

また、通知カードがDV等加害者のいる住民票の住所地に届いてしまった方も、マイナンバーの変更手続きが可能であるため、住民票のある市区町村にお問合せください。

※詳細は以下をご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/08.html

=====

●内閣府 男女共同参画局のホームページは、男女共同参画に関する総合的な情報提供サイトです。

男女共同参画社会を実現するための法律、基本計画、関係予算等のほか、男女共同参画に関する政策・活動等の情報を掲載しています。

<http://www.gender.go.jp>

●男女共同参画局メールマガジンについて

男女共同参画局メールマガジンは、隔週金曜日に配信しています。

次号は、平成30年10月5日（金）に配信する予定です。

=====

●このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。このまま御返信いただいてもお答え
できませんので御了承ください。

☐ 配信中止・配信先変更は、こちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/index.html>

☐ バックナンバーはこちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/backnumber/index.html>

☐ このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0001.html>